

夜間対応型訪問介護 体制加算等届出添付書類

【提出期限】

加算算定月の前月 15 日まで（15 日が休日の場合は直前の開庁日まで）【必着】

※書類の届出が締切日を過ぎた場合、翌々月以降の算定開始になります。

【体制届に必要な書類】

1. 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（体制届）
2. 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-3-2）
3. 添付書類（下記の添付書類一覧に記載されている書類を添付してください。）

介護給付費算定に係る体制等	添付書類
高齢者虐待防止措置実施の有無	・ 添付書類なし ※届出がない場合は減算とみなします。
24 時間通報対応加算	・ 24 時間通報対応加算に係る届出書（別紙 4-3）
特別地域加算	・ 添付書類なし
中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	・ 添付書類なし
認知症専門ケア加算 （Ⅰ）（Ⅱ）	・ 認知症専門ケア加算に係る届出書（別紙 1-2）
サービス提供体制強化加算 （Ⅰ）・（Ⅱ）・（Ⅲ）	・ サービス提供体制強化加算に関する届出書（別紙 1-4） ・ 有資格者等の割合の参考計算書（別紙 7-2）
介護職員等処遇改善加算	・ 処遇改善計画書 ※算定しようとする月の前々月の末日までに提出してください。 ※詳細については、別途ホームページをご確認ください。

※ 必要な添付書類については、今後添付書類の追加をお願いすることがあります。